

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2974号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>



大瀧祭(京都府綴喜郡宇治田原町)

村おこしに知恵を絞るのは地域おこし協力隊の務めだが、村連合のようなものまで発案するようになったのは驚きだ。もし丹波山村が新入りのよそ者が何をいうかと一蹴してしまえば、ユニークな発想も芽を摘まれていただろう。よそ者には思いもよらぬ発想がある。町や村もそれを生かす心構えが要る。

5月のG7(主要7カ国)首脳による伊勢志摩サミットの直前に、「小さな村G7サミット」が山梨県丹波山村で開かれたのを覚えていらっしゃるだろうか。各ブロックで人口規模が一番小さい7村の村長によるサミットである。参加したのは、丹波山村のほか、音威子府村(北海道)、松枝岐村(福島県)、北山村(和歌山県)、新庄村(岡山県)、大川村(高知県)、五木村(熊本県)

G7に合わせてG7と名乗ったのは一種の余興だが、鬼に挑む一寸法師のような心意気を示したといえないこともない。G7サミットでは、「100年以上も続いてきた小さな村が100年先も生き残っていくために」「里山暮らし

の素晴らしさを情報発信し」「積極的に移住促進のための取組を行う」という共同宣言を採択した。小さな村だからといって、消滅してなるものかという決意の表明である。小さいがゆえに抱える悩みは多いが、ここでは逆に小さいことを売り物にした形である。

このG7サミットを仕掛けたのは、丹波山村の地域おこし協力隊員の小村幸司さんである。同村に移住してから3年目だが、G7サミットを思いついたのは移住してから間もない時期である。小さな村同士で交流すれば刺激になるし、G7に合わせて7つの村が集すれば全国に向けた発信力も増す。

絶好の企画と思っただが、はやる気持ちを抑え、休暇をとって候補となる村を訪ね歩き、ほほいけるという感触を得てから提案した。

**コラム**

### 小さな村G7サミット

ジャーナリスト **松本 克夫**

### 写真キャプション

毎年9月1日に宇治田原町湯屋谷地域で行われる神事「大瀧祭」。祭では不動尊の使者とされる3匹のウナギに酒を飲ませ、滝壺に放つ雨乞いの儀式が執り行われ、豊作や地域の安全を祈願した。

もくじ

- 活動 藤原会長と岩手県・宮城県・福島県町村会長が今村復興大臣に要請活動 …(2)
- 活動 東日本大震災の復興状況視察のため藤原会長が福島県を訪問 ……(4)
- 活動 都市・農村共生社会創造シンポジウム2016in北海道を開催 ……(6)
- 情報 町村Navi ……(8)
- 情報 ふるさと財団 事業の御案内 ……(10)
- 随想 「ふるさと住民票」で地域の再生を …… 鳥取県日野町長 景山 享弘 …(11)

活 動

全国町村会

藤原会長と岩手県・宮城県・福島県町村会長が  
今村復興大臣に要請活動  
―東日本大震災からの復旧・復興支援等求め―

全国町村会の藤原忠彦会長（長野県川上村長）と民部田幾夫岩手県町村会長（岩手町長）、村上英人宮城県町村会長（蔵王町長）及び加藤憲郎福島県町村会長（新地町長）は、9月8日、東日本大震災から5年余が経過し、依然として厳しい状況におかれている被災町村の復旧・復興への支援等について、今村雅弘復興大臣に要請活動を行った。

要請活動において藤原会長は、「東日本大震災から5年余が経過し、7月以降、岩手県、宮城県、福島県を改めて訪問したが、国の支援により目に見えて復興が進んでいる中で、地域によって復興状況にバラツキがあるように感じた。また、原発をかかえている地域においては未だ復旧にも至っていない」としたうえで、「本会の来年度政府予算に関する要望のうち、東日本大震災からの復興に関する部分（3頁参照）をお持ちし

たが、今村大臣におかれては、ぜひ被災町村の復旧・復興に更なるご尽力をいただきたい」と訴えた。村上宮城県町村会長は、「被災者の生活再建、産業の再生、復興まちづくりなどの課題解決のためには、国の長期的な支援が不可欠であり、東日本大震災復興交付金をはじめ、震災復興特別交付税など財政支援制度の継続についてお願いしたい」と述べた。また、民部田岩手県町村会長は、「保健師や技術者等のマンパワーが引き続

き必要とされることから、人的支援に対する財政措置をいただきたい」と要請。加藤福島県町村会長は、原子力災害対策について言及し、「中間貯蔵施設の整備に向けた用地取得に係る人員体制を強化

し、国が示した「当面5年間の見通し」を着実に実施していただきたい」と述べたほか、帰還困難区域に関し、5年後を目途に一部地域で避難指示を解除する基本方針が決定されたことに感謝の意を表し



▲今村復興大臣（右）に要請する藤原全国町村会長（左から2人目）と村上宮城県町村会長（左）



▲民部田岩手県町村会長（右）と加藤福島県町村会長（右から2人目）

活 動



▲今村復興大臣(右から2人目)と藤原全国町村会長(左から3人目)、民部田岩手県町村会長(左から2人目)、村上宮城県町村会長(右端)、加藤福島県町村会長(左端)

たうえて「関係町村と十分協議し、住民の帰還に向けた環境整備が進むよう、必要な法整備、予算の確保等をお願いしたい」と強調した。

これららの要請を受け今村大臣は、「復興状況に地域差はあるが、いまは復旧から復興そして再生に向けた重要な時期であると認識し

ているので、皆さんのご意見をうかがいながら、現地の状況に寄り添い、柔軟かつ的確に対応して行きたい」と述べ、要望書についても内容を精査し、しっかり受け止める」と回答した。

また、民部田岩手県町村会長は、

**東日本大震災からの復興に関する要望**

東日本大震災から5年余が経過し、国は、平成28年度以降の5年間を「復興・創生期間」と位置付け、必要な支援を確実に実施していくこととしているが、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきが見られるほか、福島第一原発事故の影響を受けた地域では、未だ多くの住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。

このような状況の中、財政基盤が脆弱な町村が真の復興を果たすためには、引き続き国の強力な支援が必要である。

よって、下記事項について、強く要望する。

8月30日、北海道及び東北地方に甚大な被害をもたらした台風10号に関し、財政的な支援と激甚災害への指定を要請した。

(注)台風10号による災害は、激甚災害に指定された(9月16日閣議決定、23日公布・施行)。

記

1. 東日本大震災からの復興対策への万全な措置

「復興・創生期間」においても、被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、基本方針に基づき、万全の予算措置を講じること。

また、全国の市町村からの職員派遣に係る財政支援を継続すること。

2. 原子力災害対策の徹底

福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制等を抜本的に見直すこと。

平成28年9月8日

全国町村会長 藤原忠彦

# 東日本大震災の復興状況視察のため 藤原会長が福島県を訪問

## 全国町村会

浪江町



▲馬場浪江町長（右）から復興の取組状況について説明を受ける藤原会長（左）

新地町



▲加藤福島県町村会長（新地町長）（右）から町の復興事業について説明を受ける藤原会長（左）

全国町村会の藤原忠彦会長（長野県川上村長）は、8月31日から9月2日にかけて、東日本大震災からの復興状況や現状を視察するため、福島県新地町、浪江町、楡葉町、川内村、飯舘村を訪ね、各町村長と意見交換した。

はじめに訪れた新地町では、加藤憲郎福島県町村会長（新地町長）と面談、復興の「フロントランナー」と言われ整備の進む町の状況について説明を受けた。その後、加藤福島県町村会長（全行程に同行）とともに、馬場有浪江町長、松本幸英楡葉町長、遠藤雄幸川内村長を相次いで訪ね、現状について意見交換した。3町村の全部または一部では放射線量が低下し、住民の居住が可能となっているが、子どもや若年世帯の帰還が進んでおらず、いずれの町村長も将来への不安がぬぐいきれない状況を語った。

このような中、浪江町では今秋に商業施設がオープンするほか、楡葉町では県立診療所が2月に開設され生活拠点の形成が進行、また、川内村でも企業誘致による就業の確保等、帰還に向けた取組が進むなど、再生に向けて着実な歩みが見られた。

翌日は、福島第1原子力発電所を訪ね、東京電力の担当者から現状と今後の対応について、構内を視察しながら説明を受けた。その後、福島県庁に内堀雅雄知事を表敬、内堀知事からは訪問への謝辞が述べられた。一方、藤原会長は、全国町村会として引き続き、復興支援に協力することを表明した。

3日目は、飯舘村を訪ね、住民の帰還に向けた対応状況や太陽光発電の取組などについて視察し、菅野典雄村長と意見交換した。その後、浪江町二本松市事務所を訪ね馬場町長から、同市内に避難している多くの住民の現状について意見交換し全日程を終えた。

藤原会長は、今回の訪問先で各町村長に対し、現地で感じた状況の厳しさを目に焼き付け、全国町村会を挙げて福島県内の町村の再生に取り組みたいと決意を述べた。

## 活 動

川内村



▲遠藤川内村長 (左)

檜葉町



▲松本檜葉町長 (右)

福島県庁



▲内堀福島県知事 (左)

飯館村



▲菅野飯館村長 (左から2人目)

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。  
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



活 動

全国町村会

都市・農村共生社会創造  
シンポジウム2016 in 北海道を開催

全国町村会と（一財）地域活性化センターは、9月2日、北海道札幌市内で「都市・農村共生社会創造シンポジウム2016 in 北海道」を開催した。シンポジウムには、田園回帰に関心のある住民や、自治体関係者など約170名が参加、「1%戦略からはじまる地域の可能性」と題する島根県中山間地域研究センター研究統括監・藤山浩氏による基調講演と「田園回帰が創る未来」をテーマにしたパネルディスカッションが行われた。

シンポジウムでは、はじめに主催者を代表して棚野孝夫全国町村会副会長（北海道白糠町長）が挨拶、北海道内の台風被害についてお見舞いの言葉を述べた後、「北海道の農業や経済の現状については、厳しい話題を耳にすることが多いが、地域に根を張り暮らし続ける人が多いが、地域に根を張り暮らし続ける人はまだ沢山いる。私も北海道の東部で、豊かな自然の恵みと誇り高い人々とともに地域運営の最前線に立っている。都会ではなく、あえて地方での暮らしを求め移住する人が確実に増えていることを見逃してはならない」と述べた。



▲全国町村会副会長  
北海道白糠町長 棚野氏

その後、基調講演で藤山氏は、都市への人口集中が続くと、高齢者の介護・医療費の増加だけでなく、限られた面積に多くの住民が暮らす「暮らしそのもの」が問われると指摘。もっとバランスをとった上で都市と農村が共生し、持続可能な社会の仕組みをつくらなければならぬと述べた。一方で人口ピジョンに定住増加を盛り込んでいない自治体が多いことに論及。出生率向上だけでなく、20代前半男女、30代前半子連れ夫婦、60代前半夫婦をバランスよく取り戻さなければ人口は安定化しないと述べ、こうした



▲島根県中山間地域研究センター  
研究統括監 藤山氏

問題解決のシナリオを地域ごとに共有することが地方創生の実現に重要であると強調した。また、所得についても1%を取り戻す必要があるとし、域外調達額が住民の所得額に匹敵しており、域外への流出額が多いことを指摘。域内で経済循環させる仕組みづくりなど、地域のお金の使い方を変えることが重要であると述べた。

また、人もお金も循環させる「まちづくり」の形として、「小さな拠点」のように、施設や人件費等の「合わせ技」で交通・物流の集約化、商業拠点の黒字化を図り、知恵を絞らなければならぬと述べ、島根県雲南市の「はたマーケット」や、高知県四万十市の「大宮産業」、滋賀県東近江市の「福祉モール」を紹介。地域において年を重ねても小さな役割があることが大切であると強調した。

また北海道について、日本一大きな集落規模であり、家と家が離れていることを指摘。広々と住んでいるからこそ、北海道ならではの人が集まる場所を作ることが介護等を含めて交流の面で必要であると述べ、パブを作り、心温まる交流の場として観光客も訪れる北海道パブ巡りの旅を提案した。そして、「小さな拠点」は地域の人たちが自分たちで納得しながら作っていくものであり、都会においても高齢化の進行や災害時の不安、食料自給率が問題となっている中、田舎が元気を取り戻すことで、都市と田舎が互いに

に助け合うことの重要性を説いた。

また、北海道は災害時などのいざという時の徳儀のような存在であると指摘。ロシア国内3、400万世帯の8割が持っている菜園付きセカンドハウスである「ダーチャ」を紹介し、北海道においても札幌に住みながらダーチャを持つことができることを述べ、いざという時に食料とエネルギーの底力により、将来に保険をかけてもらう「北海道食糧保険」という方法も必要であるとし、北海道の役割は有効かつ重大であると述べた。

そして、1人1人が1家族を取り戻すことは、誰でもいいから取り戻すというわけではない。誰でもいいから来てほしいというところには誰も行かない。選ばない地域は選ばれない。が鉄則であると強調し、取り戻すのは人口でなく、人生の数で、世代を超えた繋がりの中に田園回帰の動きが広がることを祈っていると結んだ。

※※※

続いて、「田園回帰が創る未来」をテーマにしたパネルディスカッションが行われた。コーディネーターを藤山氏が、コメンテーターを北海道大学大学院准教授・東山寛氏が務め、パネリストには、農家民宿えつらファーム代表・江面陽子氏、下川町環境未来都市推進課長・三条幹男氏、合同会社ポットトラックフィールド代表・長島由佳氏が登壇、それぞれの実践と経験を踏まえ、田園回帰を通じた都市・農村共生社会の実現に必要な条件について議論した。

はじめにパネリスト各氏の取り組みを紹介。江面氏は京都府出身、大学卒業後、東京で会社員をしていたが、結婚を機に、子どもと過ごす時間を長く持ちたいという強い思いのもと、夫婦揃って2009年に北海道へ移住。農業法人や農家での

活 動



▲農家民宿えづらファーム 代表 江面氏



▲北海道大学大学院農学研究院 准教授 東山氏



▲ポットラックフィールド里美 代表 長島氏



▲下川町環境未来都市 推進課長 三条氏

研修を経て、2012年に「えづらファーム」として独立。遠軽町において約42haの面積で白滝ジャガヤ小麦等を主な作物とする大規模農家へと転身した。現在、農業と共に農家民宿を営む傍ら、企業研修の受け入れ、フィンランドの麦わらモビール「ヒンメリ」による町おこし等に取り組んでいる。大切にしていることは、情報発信であり、インターネットを利用してこまめに情報発信することで共感してくれる人を増やしたいと語った。

下川町環境未来都市推進課長・三条氏は町職員として28年間勤務に就き、今年4月から現職。下川町は総面積の9割が森林であり森林のうち9割が国有林である。毎年50haの木を伐採、植林、育成し、それを60年続ける循環型森林経営に取り組んでいる。1本の木を余すことなく使うことが基本であり、地域で利用するという考えのもと、町内の学校や

公民館等で木材を使用している。また、木材チップを利用したバイオマスボイラーを導入し公共施設にエネルギーを供給する等、エネルギーの自給を行うことで、林業の強化、雇用の創出及び経済の活性化といった好循環を生み出すことに繋げている。

長島氏は、大学卒業後、旅行会社勤務を経て、2011年から茨城県常陸太田市に移住、里美地区を中心に地域おこし協力隊として活動を開始し、2015年、合同会社ポットラックフィールド里美を仲間と共に立ち上げた。ポットラックフィールドには「持ち寄る」という意味があり、地域の人たちのそれぞれの得意分野を持ち寄り事業化する受け皿にした」と考えている。里美地区での自分の立場を「パートナー」と位置づけ、地域で暮らしながら活動に関わることで地域のコーディネートを果たし、一緒に企画を実

行していく実行者であると語った。地域資源の可視化として、アイスコーヒーツクリや廃業となった酒蔵の活用に取り組んでおり、最終目標は里美地区を今後も持続的に維持していくことであり、そのため地域の人々の誇りを取り戻す意識付けを行うことが重要であると強調した。

※※※

この後、「田園回帰が創る未来」についてのパネルディスカッションに移り、「田園に目を向け始めた人々、何が変わった・何に自覚めた?」という問いに対し、江面氏が「町」と回答。何か行動する時に、町のためになるか考えることが移住前と大きく変わったことであると述べた。三条氏は「職人」。町に木工芸品の職人の移住者が増え、森林組合に加入することにより職人が誇りを持つようになったと述べた。長島氏は「価値基準」と回答。地域に暮らすことで、朝の目覚めは「トラックの音より鳥の声がいい」などの判断の価値基準がつけられたと述べた。東山氏は「農業への新規参入」と回答。北海道庁が作成した「根釧農産ビジョン」によって、地域が中心となって全体で新規参入支援に取り組むようになった例を挙げ、北海道の場合は田園回帰と農業への新規参入支援がうまく同じ流れの中に溶け込んでいると述べた。

次の「30代子連れ世帯が田園回帰する一番の決め手とは?」という問いには、江面氏が「創」と回答。沢山与えられたものから選ぶのではなく、無いものから創ることに喜びを感じる人が移住に向いていると述べた。三条氏は「寛容」。受け入れる側が歓迎の姿勢で接することの必要性を語った。長島氏は「作業が仕事か」と回答。やらされる作業ではなく、やっていく仕事を通して、リスクを背負いながらもリーダーになれるかどうか

大事だと述べた。東山氏の回答は「転職」。確実に農業で生きていけるように最初からパッケージで農業を与えられることが有効であると述べた。

次に「こんな架け橋を創りたい都市と農村の間に」との問いには、江面氏が「誇」と回答。地域住民が本心に価値のあるものを創り、それが地域外の人に喜んでもらえ、地域住民が誇りを持てる架け橋を創りたいと述べた。三条氏は、「森林認証」と回答。適正に管理された山村の森林資源を都会に届け、木材を使ってもらいたいと述べた。長島氏は「共通言語」と回答。地域の中で、同じ感性で同じ言葉を使うような共通認識を一緒に創っていきたくと述べた。東山氏の回答は「オープン・ファーム・デー」。農業の価値・魅力を生産者が直接伝えることが一番良い。お金にならず、煩雑ではあるが、オープン・ファーム・デーが農業を強くすると述べた。

そして、「今後の田園回帰・都市農村共生に向けた今後の抱負」について、江面氏は「共」と回答。共感してくれる仲間を増やし、共に活動したいと語り、三条氏は「元氣」と回答。田舎が元氣でないと田園回帰は成り立たないと語った。長島氏は「仲間」と回答。地域社会での役割を果たし、誰のためにやるのかを大切にしたいと語った。

最後に、藤山氏が、今までの成長志向だけでは一人勝ちという側面があるが、皆さんのメッセージにある「共に、元気に、仲間」の関係を都市と農村は持つことができる、都市と農村を繋ぐ良い機会を作ることの重要性を確認することができた」と結んだ。

【お問い合わせ先】

全国町村会経済農林部  
03-3581-0485

情報

# 野生鳥獣による農作物被害の状況

## 農作物被害の状況

(株)マーケティングスペース花傳舎 代表取締役 山田 哲也

DATA NOW

野生鳥獣による農作物の被害が全国各地で頻発、事態は極めて深刻である。

加えて、野生鳥獣対策が思わぬトラブルを招くこともある。石川県では福井県での鹿の急増に危機感を持ち、県境24キロメートルに及ぶ柵(高さ2メートル、捕獲の仕掛け付き)を設置することを発表、これに福井県が猛反発、計画は一年以上宙に浮いたままだという。

平成28年3月、農林水産省では「鳥獣被害の現状と対策」を公表した。同報告書によれば、平成26年度の野生鳥獣による全国での農作物被害総額は、191億円に達する。被害面積は、8万1200ヘクタール、被害量は54万2300トンにおよぶ。都道府県別には北海道、福岡県、長野県、山形県、宮崎県などの被害額が大きいという。平成22年度以降5年間の被害額推移を見ると、22年度が最も高く239億円、25年度には200億円を下回ったが、問題が解決に向かっているわけ

はない。

鳥獣別の被害額は、鳥が37億9000万円、獣が153億5000万円でおよそ8割が獣による被害である。鳥の中ではカラスによる被害が最も多く17億3000万円、以下ヒヨドリ、カモと続く。獣の中ではシカの65億3000万円、イノシシの54億8000万円が突出しており、次がサルの13億1000万円となっている。

これらシカ、イノシシ、サルの合計被害額は、総額の約7割を占め、34都道府県が1億円以上の被害を被っているという。

同報告書の鳥獣被害深刻化の要因分析では、「鳥獣の生息域の拡大(小雪傾向とも関係)」「狩猟による捕獲量の低下(狩猟者の減少・高齢化)」「耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化などに伴う人間活動の低下」が挙げられている。こうした現状を背景に平成19年12月「鳥獣被害防止特措法(鳥獣による農林水産業などに係る被害の防止のため

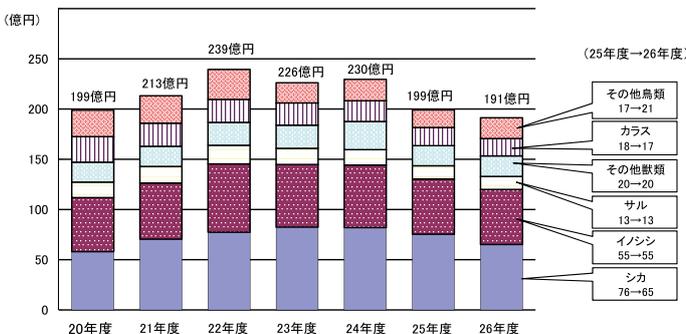
の特別措置に関する法律)」が成立した。これは市町村が鳥獣被害防止計画を行う際の財政支援をはじめとして、鳥獣の捕獲許可の権限移譲、鳥獣被害対策実施隊の設置の場合には実施隊員には狩猟税の軽減、民間隊員は非常勤公務員にするといった、人材確保を支援するなどの内容を定めた法律である。その後、被害対策の効果をより高めるための必要支援措置が追加され、国と市町村が一体になったの取組が行われている。

平成27年10月末現在、

全国1741市町村(東京23区を含む)のうち8割強の市町村が被害防止計画を作成し、6割弱が鳥獣被害対策実施隊を設置しており、広域にわたる事態の深刻さを物語っている。

今後、鳥獣被害にどう対処していくか問題点が多い。捕獲に関わる人材の育成、地域ぐるみの捕獲体制づくり、捕獲新技術の開発と情報の共有、捕獲鳥獣の食肉活用もあり方など、解決すべき課題も少なくない。

### 農作物被害額の推移



注1: 都道府県からの報告による。  
注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

- 調査を始めた平成11年度から農作物被害額は200億円前後で推移。
- シカ、イノシシ、サルの被害が全体の約7割を占める。
- ほぼ全県でシカ、イノシシ、サルの合計被害額が1千万円以上。(うち1億円以上が34道府県(H26年度))
- 被害額の大きい都道府県は、北海道、福岡県、長野県、山形県、宮崎県など。

### 鳥獣被害の深刻化の要因

以下の要因が複合的に関係

生息域の拡大  
(少雪傾向も関係)

+

狩猟による捕獲量の低下  
(狩猟者の減少・高齢化)

+

耕作放棄地の増加、過疎化・  
高齢化等に伴う人間活動の低下

鳥獣被害は営農意欲を減退させ、耕作放棄地の増加、ひいては地域の過疎化にもつながることから、鳥獣被害対策の着実な成果を期待したい。

## ふるさと財団 事業の御案内

### 1 ふるさと融資

地方公共団体が、金融機関と共同して地域振興に資する民間事業（設備投資）に対して行う無利子融資

- (1) 対象事業者 法人格を有する民間事業者
- (2) 対象事業 地域振興に資する民間事業
- (3) 融資比率 通常地域：貸付対象費用から補助金を控除した額の35%  
過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯等：貸付対象費用から補助金を控除した額の45%
- (4) 融資限度額 市町村（政令指定都市を除く）：通常地域の場合 10.5億円  
（過疎地域等の場合 13.5億円。定住自立圏・連携中枢都市圏等の場合 16.8億円）
- (5) 要件
  - ・雇用要件：新規雇用1人以上
  - ・貸付対象費用からふるさと融資を除いた額の一部又は全部に民間金融機関等借入金を充当
  - ・ふるさと融資には、民間金融機関の連帯保証が必要

### 2 ふるさと財団の助成事業

事業名	事業概要	助成対象等	申請期間
I ふるさとものづくり 支援事業（補助金）	企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が支援を行う場合に、ふるさと財団が当該市町村に対し補助金を交付	<input type="checkbox"/> 補助対象：市町村 ※企業等に対する補助金は市町村から交付 <input type="checkbox"/> 補助率：2/3以内（過疎地域等9/10） <input type="checkbox"/> 補助上限額 Aタイプ：1,000万円 Bタイプ：500万円 Cタイプ：100万円 Dタイプ：200万円	平成29年 1月中旬 ～2月中旬
II 新・地域再生マネージャー事業			
外部人材活用助成	地域再生に取り組む市町村が、地域住民主体による持続可能な実施体制の構築やビジネス創出への助言・指導等を行う外部人材を活用する場合に、ふるさと財団がその費用の一部を助成	<input type="checkbox"/> 助成対象：市町村 <input type="checkbox"/> 助成率：2/3以内 <input type="checkbox"/> 助成上限額：700万円 （外部人材活用に係る人件費・旅費が助成対象経費の概ね半分以上）	平成29年 1月中旬 ～2月中旬
外部人材派遣	地域再生に取り組もうとしている市町村に対し、ふるさと財団が地域課題の抽出や課題解決に向けた方向性の提言を行う外部人材を派遣	<input type="checkbox"/> 派遣対象：市町村 <input type="checkbox"/> 派遣内容：原則として1件あたり1回（2人）、2泊3日 <input type="checkbox"/> 派遣費用：外部人材への謝金・旅費は原則財団負担	<b>追加募集中</b>
III まちなか再生支援事業 （補助金）	まちなか再生に取り組む市町村が、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用に対し補助金を交付	<input type="checkbox"/> 補助対象：市町村 <input type="checkbox"/> 補助率：2/3以内 <input type="checkbox"/> 補助上限額：700万円	平成29年 1月中旬 ～2月中旬
IV 公民連携アドバイザー 派遣事業	公民連携手法による公共施設等の整備、維持管理・運営等を推進する地方公共団体の要請に応じ、シンクタンク等の専門家等を派遣	<input type="checkbox"/> 派遣対象：都道府県、市町村、一部事務組合等 <input type="checkbox"/> 派遣回数：原則として1団体につき年間1回 <input type="checkbox"/> 派遣費用：原則として財団が全額負担	平成29年 1月中旬 ～2月中旬
V 公共施設マネジメント 調査研究（研究モデル事業）	民間のノウハウを活用した新たな公共施設マネジメント手法の構築に取り組む市町村と、ふるさと財団が設置する公共マネジメント調査研究会が共同研究を実施。当該市町村に対し、民間事業者又は大学に業務の委託をする費用を助成	<input type="checkbox"/> 助成対象：市町村 <input type="checkbox"/> 助成率：2/3以内 <input type="checkbox"/> 助成上限額：700万円	平成29年 1月中旬 ～2月中旬

※そのほかふるさと財団では、情報誌「ふるさとVitalization」の発行、市町村からの実務研修生の受入れ等も実施しています。  
 ※詳しくは、ホームページをご覧ください。 URL：http://www.furusato-zaidan.or.jp/

◎地域総合整備財団（ふるさと財団）

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 クリスタルシティ東館12階 ☎ 03(3263)5731 FAX 03(3263)3683

随 想

●ふるさと住民票の提案  
 毎年7月第3土曜日は「ねう祭り」。今年も自治会や事業所連の踊りが練り歩き、旧出雲街道の根雨の街は露天をそぞろ歩く人達の声が夜遅くまで響いた。

日野町は鳥取県の西部、岡山との県境にあり人口は約3千4百だが、盆や正月は多くの人が帰省し町なかが大いに賑わう。町出身で米子のほか、大阪や東京など県外から帰る方



ひの かげ やま たか ひろ  
鳥取県日野町長 景山 享弘

●ふるさと住民票によるサービス  
 「ふるさと住民票」を登録した方には、広報誌の発送や、祭りや伝統行事への参加呼び掛け、文化センターなど公共施設の住民料金での利用、親等の介護関係書類の郵送登録、町の計画や政策への意見募集（パブリックコメント）などを行うこととしている。近く日野町地方創生戦略の検証・見直しに意見を求める予定だ。外部の目でふるさとに貴重な意見を寄せてもらえると期待している。秋には収穫祭に合わせて帰郷を

も多い。田畑や家、老親がいる、墓がある方も多いと聞く。

法令上は「住民」ではないが、ふるさと日野町に関心をお持ちだ。この方々との絆をより深め、外の目で見えを頂きふるさと日野町のまちづくりに参画いただこうと、シンクタンク構想日本の指導のもと全国8自治体とともに「ふるさと住民票」をスタートした。本年2月、全国初となったふるさと住民カードの交付式はまずは着実なところからと関西在住のひの郷会と、よなご日野郡人会の方々に呼び掛けた。

今後は、町内小中高の卒業生や通勤通学、さらには日野川のおしどり観祭、たたら遺跡巡り、根雨まち歩き、宝仏山登山などを通じた日野町ファンにも広げていきたい。

呼びかけ交流会を行うことや、モニターとして町の新しい特産品に対する意見を募ることも考えている。

ただ、サービスを競い合う気はない。登録者の方にはふるさと日野町への意識を持っていただき、景品合戦でない本来の意味のふるさと納税や、将来的にはiターンによる定住に結び付けることができればと思っている。

●ふるさと住民票の制度設計  
 現代社会では複数の自治体と関わりを持ち生活する人も多い。仕事の都合で複数居住する人、親の介護で複数の地域を行き来する人、災害のため元の居住地を離れ避難生活を続ける人など様々である。一つの自治体に住民登録し税金を払いサービスをj受ける単線的な関係でなく複線的な関係が求められているといえる。原発事故からの避難が長引く福島県で二重住民票が議論されたが、法改正

移住・定住といっても都市の人にj移り住んでもらうことは簡単なことではない。町と関わりのある方々が現実的だ。今年度予算で町出身者の子息やお孫さんに向けて給付型の奨学金（月一万円、返済なし）を始め、孫ターンを呼び掛けている。町とのつながりやまちづくりへの関わりを深める中で、将来の移住・定住に結びつけばと思っている。

を求めても進まないならば現行法の範囲内でまずは自治体が出来ることをやってみようと考えたものである。

「地方創生」で国の出す方針や見解ばかり気にする自治体が増えていく気がしてならない。自治と分権をめぐし時に国とも戦って来た十数年来の地方分権改革は何処へ行ったのか。「ふるさと住民票」は国からではなく、住民や自治体の日々の営みの中で必要性から生まれたものである。「ふるさと住民票」という地方発の制度を、志を同じくする全国の自治体と協調し、また競いながら真の地域再生につなげていきたいと強く思っている。

●真の地域再生のために  
 国が打ち出した「地方創生」で全国の自治体が総合戦略を立てているが、全体の人口が減少する中で人口を奪い合う自治体間競争に陥っている。結果として多くの地域で目標達成が危うくなる人口の奪い合いではなく、地に足をつけ持続可能な地域づくり戦略を打ち立てることが必要だ。わが町には自分のふるさとを思い知恵を貸してくれる人がこれだけいるという競争、これは人口の奪い合いと違って有意義な競い合いではないか。「ふるさと住民票」は不毛な自治体間競争から抜け出す一つのきっかけにもなると思われる。

を求めても進まないならば現行法の範囲内でまずは自治体が出来ることをやってみようと考えたものである。



9月26日月発売開始!

2016年新市町村振興宝くじ

# オータムジャンボ宝くじ

- 1等・前後賞合わせて5億円(1等3億円、前後賞各1億円)
- 発売期間 9月26日(月)～10月14日(金) ●抽せん日 10月21日(金)

1枚300円



一般財団法人全国市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。